

# 平成 28 年度第 1 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 28 年 7 月 11 日（月）

於： 高松サポート合同庁舎

香川労働局 2 階 第 1 会議室

出席者	公益側	東、泉川、柴田、高塚、松浦
	労働者側	十川、福家良一、山、横山
	使用者側	田島、中川、濱田、福家正一、森川

- 議 題（１） 香川県最低賃金の改正諮問  
（２） 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等承認  
（３） 平成 28 年度最低賃金の審議の進め方等承認  
（４） 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議  
（５） その他

【賃金室長】 ただ今から、平成 28 年度第 1 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は白石委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上であります 14 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議題に入ります。本日の議題ですが、会長の御意向によりまして、議題の（３）と（４）を入れ替えて議事を進めていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、本年度第 1 回目の会議ですが、皆様には第 51 期の最低賃金審議会委員として、昨年度に引き続き審議をお願いすることになります。

最初に資料 1 の名簿によりまして、名簿順にお名前だけ御紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして東委員、泉川委員、柴田委員、高塚委員、松浦委員。労働者代表委員といたしまして白石委員は欠席です。十川委員、福家委員、山委員、横山委員。使用者代表委員といたしまして田島委員、中川委員、濱田委員、福家委員、森川委員、以上の 1 名欠席ですが、15 名でございます。

なお、会長及び会長代理につきましても、継続してお願いすることといたしておりますので、松浦委員、泉川委員の御両名におかれましては、会長及び会長代理として、引き続きよろしくお願いいたします

続いて事務局側ですが、局長の辻をはじめ、労働基準部長の村野、賃金室長補佐の堀、賃金指導官の大塚、賃金調査員の白方、私、賃金室長の藤井でございます。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日お配りしております資料について御確認願います。

資料 No. 1 第 51 期香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料 No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

資料 No. 4 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

資料 No. 5 第 51 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿  
(案)

資料 No. 6 平成 28 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)

資料 No. 7 平成 28 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表

資料 No. 8 平成 27 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料 No. 9 「ニッポン一億総活躍プラン」

資料No.10 「経済財政運営と改革の基本方針2016」

資料No.11 「日本再興戦略2016」

資料No.12 香川の賃金概況（平成28年）

資料No.13 香川県の雇用情勢、労働市場の動向（平成28年5月分）

資料No.14 香川県内経済概況（平成28年4月）

資料No.15 香川県金融経済概要（平成28年5月）

別途配付資料としまして、平成28年度版最低賃金決定要覧、平成28年度労働行政のとりくみ（香川労働局）、「香川県最低賃金総合相談支援センター」利用案内、「業務改善助成金」利用案内をお配りしております。不足資料等はありませんか。資料No.9から資料No.11は今から局長から諮問がでますが、その資料です。

それでは、これからの議事進行は会長にお願いしたいと思います、会長の松浦委員、会長代理の泉川委員より一言御挨拶をいただければと存じます。

よろしく申し上げます。

【松浦会長】 松浦でございます。昨年に引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

前年度は、双方とも難しい状況のなか、最低賃金法の趣旨とかあるいは中賃の目安、また経済情勢等を勘案していただきまして、何とか妥結点をみいだしていただき本当にありがとうございました。深く敬意を申し上げます。本年度も是非ともよろしくお願ひ申し上げます。

【泉川委員】 泉川でございます。もとより微力ではございますが、会長代理として審議会の運営をサポートして参りたいと思いますので、委員の皆様のお協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【賃金室長】 それでは、これからの議事進行は会長にお願いしたいと思います。

【松浦会長】 それでは最初に議題（1）の「香川県最低賃金の改

正諮問について」でございます。

改正諮問についてよろしく申し上げます。

【賃金室長】 それでは、はじめに局長から会長へ諮問文をお渡しします。

【辻局長】 香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治殿 香川労働局長 辻知之 最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

どうぞよろしく願いいたします。

（局長より、諮問文を会長へ手交）

【松浦会長】 それでは、諮問文の写しを各委員に配付してください。

（事務局より各委員へ諮問文（写）を配布）

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、説明をお願いします。

【辻局長】 香川労働局長の辻でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より労働行政、とりわけ最低賃金制度について、格別の御理解と御協力を賜っております。厚く御礼申し上げる次第でございます。また、引き続き第 51 期委員として、御審議をお引き受けいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま、香川県最低賃金の改正諮問をいたしましたのでその趣旨等について説明いたします。

6 月 14 日に平成 28 年度では初回となります第 45 回中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣が出席し、平成 28 年度地域別最

低賃金の目安について諮問をしております。中央最低賃金審議会での目安諮問におきましては、6月に閣議決定した、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」と「日本再興戦略 2016」に配意した調査審議を求めるものとなっております。

アベノミクスの第2ステージでは、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、「名目 GDP600兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」という強い大きな目標を掲げ、この3つの的に向かって新しい3本の矢を放つことが掲げられております。

「成長と分配の好循環」を実現するためには、最低賃金を含めた賃金の引き上げを通じた消費の喚起を図る必要があります。ニッポン一億総活躍プランの中で、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされたところです。

経済財政運営と改革の基本方針 2016、日本再興戦略 2016においても同様の内容が盛り込まれており、当地方最低賃金審議会においても、「これらの閣議決定に配意した、調査審議を求める」との諮問をした次第です。

誰もが活躍できる一億総活躍社会、成長と分配の好循環の実現に向けて、それにふさわしい最低賃金の引き上げが図られるような審議をお願いするとともに、審議会の総意として、ぜひとも全会一致での答申をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【松浦会長】 ただ今の局長からの諮問について、何か御質問、御意見ございませんか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、香川県最低賃金の改正決定についての諮

問を受けることにいたします。

それでは会議次第によりまして、議題（２）に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、御説明いたします。

資料No. 2、3、4、5をご覧ください。

資料No. 2が「審議会運営規程」、資料No. 3が「運営小委員会運営規程」、資料No. 4が「会議公開要綱」、資料No. 5が「運営小委員会委員名簿（案）」、となっております。

資料No. 2、3、4につきましては、昨年7月7日に開催されました、第51期平成27年度第1回の本審におきまして審議の上承認され、同日より施行されているものです。

そして、冒頭で申し上げましたとおり、第51期の最賃審議会は昨年度より継続しております。しかしながら、資料No. 5の運営小委員会委員名簿につきましては、前任の本田委員の辞職により後任の福家委員のお名前を掲載いたしておりますため（案）としております。

それでは、内容を簡単に説明させていただきます。

まず、資料No. 2「審議会運営規程」ですが、

第2条第3項（会議の招集） 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

第3条（小委員会） 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3名ずつ合計9名とする。

3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委

員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

この小委員会では、主として特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」について御審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出の後、「改正決定の必要性の有無」について御審議いただくこととなります。

そして、第51期最賃審における小委員会は、昨年度の第1回本審において設置されているわけですが、小委員会の委員につきましては、本田委員の後任として福家委員を指名させていただいております。そこで、異議等がなければ、資料No.5の名簿のとおり願いますということ御承認いただければと考えております。

なお、「運営小委員会運営規程」は資料No.3のとおりでございます。

第6条（会議の公開） 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

会議の公開についてですが、第6条に規定されているように、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合等の判断によりまして、本審についてのみ公開、それ以外の運営小委員会、専門部会については非公開としているところでございます。

第7条（議事録及び議事要旨） 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるお

それがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中  
立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事  
録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するも  
のとする。

4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

議事録署名委員につきましては、平成27年度第1回の本審にお  
きまして、本田委員、福家正一委員が指名されておりますので、労  
働者代表の本田委員は辞任されておりますので、後任の福家良一委  
員に、また、使用者代表の福家正一委員につきましては、引き続き  
お願いいたしますとともに、福家良一委員、福家正一委員が欠席の  
場合には、その都度、出席委員の中から会長が指名させていただく  
ということで御承認いただければと思います。

次に、議事録及び議事要旨についてですが、本審については、議  
事録及び資料は公開としております。しかし、本審以外の運営小委  
員会、専門部会につきましては、会議の公開と同様の理由により、  
議事録については非公開とし、別途議事要旨を作成して公開してお  
ります。

なお、「会議公開要綱」は資料No.4のとおりでございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等ござ  
いますか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、議題(2)については、「審議会運営規  
程」「運営小委員会運営規程」及び「会議公開要綱」については引  
き続きこの内容で運営してまいります。よろしくお願い申し上げま  
す。

資料No.5の「運営小委員会委員名簿(案)」については、新たに  
福家良一委員を指名させていただきます。



そして、特定最低賃金について、関係労使から改正等の申出があった後、運営小委員会へ「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」についての審議を付託することといたします。

議事録の署名委員は、福家良一委員、福家正一委員に引き続きお願いしたいと思います。

また、審議会の公開に関しては、本審についてのみ公開、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開といたします。

議事録の公開に関しては、本審については、議事録及び資料は公開、本審以外の運営小委員会、専門部会については、議事録及び資料については非公開とし、議事要旨を作成して公開することにいたします。ただいまのところ何か御意見、御質問等ございますか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 次に順番をいれかえまして、議題(4)の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議」に入ります。

事務局の方で説明をお願いします。

(最低賃金法(抜粋)、最低賃金審議会令(抜粋)配布)

【賃金室長】 最低賃金審議会令第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

そして、後程、御確認いただきますが、「平成28年度最低賃金の審議の進め方等について」の記の1の(5)におきまして、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の議決をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定されているところでございます。

したがいまして、本日の審議会におきまして、「香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」ということにつきまして、改めて御確認をお願いしたい

と存じます。

【松浦会長】 ただ今説明のありました、各専門部会の決議をもって審議会の決議とする最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、御承認を再度確認いたしますが、よろしいでしょうか。

(各委員より「意義なし」の声あり)

それでは最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたします。但し、全会一致をもつての決議を原則とします。

それでは、次に議題の(3)の「平成28年度最低賃金の審議の進め方等について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、説明いたします。

資料No.6の「平成28年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」を御覧下さい。

これは、本年の3月14日に開催されました平成27年度第6回の本審におきまして審議され、成案として今年度の審議会に申し送りされたものでございます。

本日、御承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、専門部会の審議回数を概ね3回とすること。審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって審議会の決議とすること。この場合、全会一致での決議を原則とすること。

香川県最低賃金の効力発生日は10月1日、特定最低賃金の効力発生日は12月15日を努力目標とすること。

来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において意向確認を行うこと等でございます。

よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等ございますか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、本年度の最低賃金の審議につきましては、ただ今承認いただいた「審議の進め方」により進めることといたします。

なお、この「最低賃金の審議の進め方等について」でございますが、審議の確認事項といたしまして、従来の慣行に従い局長あて報告したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(各委員より「意義なし」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは局長への報告文(案)でございますが、事務局で配って下さい。

(事務局より報告文(案)配付)

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で簡単に説明してください。

【賃金指導官】 最低賃金の審議の進め方等について読み上げます。

(案)平成28年7月11日 香川労働局長殿 香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治

平成28年度最低賃金の審議の進め方等について

#### 1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定(産業別)最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5

項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする

- (6) 最低賃金の円滑な施工を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後 5 時 15 分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

## 2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については平成 28 年 10 月 1 日を努力目標とする。

## 3 特定最低賃金について

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 平成 27 年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の

速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、平成 28 年 12 月 15 日を努力目標とする。

- (4) 平成 29 年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

それではこの（案）を取りまして、局長に報告いたします。

（会長より、局長へ報告文を手交）

【松浦会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

今後の香川県最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明してください。

【賃金室長】 今後の審議等について、説明させていただきます。

まず、最低賃金法第 25 条第 2 項（要覧 p 150）により香川県最低賃金専門部会を設置することになります。

専門部会は同条第 3 項及び最低賃金審議会令第 6 条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ 3 名により構成されます。したがって、労使各 3 名ずつの委員の推薦をお願いいたします。

推薦日程は、本日 7 月 11 日推薦公示、7 月 22 日締切りとし、7 月 25 日に任命予定とさせていただきます。

また、専門部会の設置手続きと併せまして、最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取に係る公示を本日举行させていただきます。

意見の提出期限につきましても、まことに期間が短くて申し訳ございませんが、7月22日までとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その後、専門部会を3回程度開催し、審議の上8月5日までに結審し、全会一致の結審になれば、審議会令第6条第5項を適用して、改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行います。

その後、改正内容の公示を15日間行い、その間に異議申立てがあれば異議審を開催し、局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、局長あて答申を行います。

同日官報公示文を本省へ送付し、官報掲載され指定発効しなければ30日経過後が発効日になります。

異議がなければ、異議審は開催しません。

【松浦会長】 以上の説明について何か御質問ございますか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 最後に、議題(5)その他に入りたいと思っておりますが、事務局の方で何かございますか。

【賃金室長】 本年3月7日に全労連四国地区協議会から「全国一律最賃・時給1,000円以上の実現を求める要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますので報告いたします。

次に、本日お配りしております資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、17Pの資料No.9から57Pの資料No.15に資料をつけております。

17Pの資料9は6月2日に閣議決定されました「ニッポン一億総活躍プラン」、19Pの資料10は同日閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2016」、23Pの資料11は「日本再興戦略2016」、25Pの資料12は平成27年度賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況、37Pの資料13は香川労働局職業安定部が6月末に発表した平成28年5月の雇用情勢等であり、47Pの資料14は財務

省四国財務局が4月に発表した香川県内経済概況、57Pの資料15は日本銀行高松支店が発表した平成28年5月の香川県金融経済概況となっております。

また、今日配布している「決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主だった内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、リーフレットですが、厚生労働省において行っております「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」を周知するためのものでございます。一つは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口の利用案内で、昨年度に引き続き、香川労働局が香川県経営者協会に委託して実施しております。もう一つは、賃金改善に取り組む中小企業に対して、一定の要件を満たした場合に助成金を支給するというものでございます。

最後に、今後、専門部会におきまして、最低賃金に関する基礎調査結果等を取りまとめ、御説明申し上げる予定としております。

説明は以上です、よろしくお願ひいたします。

【松浦会長】 事務局からの説明及び審議会資料に関して何か御意見はございませんか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 その他、事務局から何かございますか。

なければ、用意した議題は全て終わりましたので、平成28年度第1回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――